

「わがまちの名木」の育樹活動を支援

長年にわたり、私たちのまちの歴史や文化、人々の暮らしを見守り続けてきた「わがまちの名木」の育樹活動に助成します。
【対象団体】 次の要件をすべて満たすこと
 ◇市内に住所がある団体 ◇複数の構成員からなり自主的・継続的な活動ができる ◇継続して適切な維持管理ができる
【対象経費】 ◇樹木医による診断費(現地までの交通費なども含む) ◇診断結果に基づく施肥などの資材費など
【補助率】 補助対象経費の2分の1以内(上限30万円)
 ※助成の可否や助成額は審査で決定
【申し込み方法】 8月31日(水)までに所定の用紙(農林課備え付け。市ホームページからダウンロード可)で。
 ▶詳しくは、森づくり推進委員会(農林課内、☎66・1030)へ。

森林整備・緑化活動を支援

森づくり推進委員会では、市民の皆さんや企業・団体からいただいた緑の募金を活用し、市内で行われる植樹などの緑化活動や森林保全活動などに助成します。
【対象団体】 次の要件をすべて満たすこと
 ◇市内に住所を有する団体 ◇複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができる ◇継続して適切な維持管理ができる
 ◇土地の所有者または管理者の承諾を得ている
【助成金額】 ◇森林保全活動、研究・啓発活動…上限10万円
 ◇植樹活動…上限5万円 ※申し込み多数の場合は選考
【申し込み方法】 8月31日(水)までに所定の用紙(農林課備え付け。市ホームページからダウンロード可)で。
 ▶詳しくは、森づくり推進委員会(農林課内、☎66・1030)へ。

家屋にかかる固定資産税の減額
耐震・バリアフリー改修など

住宅に**一定の要件を満たす**「耐震改修」「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施した場合、固定資産税が減額されます。減額措置を受けるには、いずれも所定の用紙(税務課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)で必要書類を添えて税務課へ。
 ▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

家屋を取り壊したときには連絡を
すでに存在しない家屋が課税されていませんか

家屋の固定資産税は1月1日現在の状況により課税しています。市では、取り壊された家屋を把握するために定期的に調査を行っていますが、取り壊した家屋が課税されている場合はご連絡ください。また、今年の12月末までに取り壊し予定の家屋がある場合もご連絡ください。
 ▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

市議会意見交換会

市議会では、学生や関係団体などと「舞鶴の未来」について語り合う意見交換会を行います。傍聴可(先着40人)。傍聴者の発言はできません。日時やテーマなどは次のとおり。
【日時・内容】 ()内は参加団体
 ◇7月13日(水)15時から
 これからのまちづくり(舞鶴高専)
 ◇7月19日(火)18時30分から
 子どもたちの夢達成に向けたサポート
 (舞鶴市PTA連絡協議会)
 ◇7月20日(水)19時から
 商店街の振興(商店街団体など)
 ◇7月21日(木)15時から
 よりよい保育環境づくり(舞鶴市民間保育園連盟)
【場所】 市役所本館(13日のみ舞鶴高専)
 ▶詳しくは、議会事務局(☎66・1060)へ。

マイリサイクル店を募集

簡易包装の推進、店頭での牛乳パック・トレーの回収など、ごみの減量化に関する15項目のうち、3項目以上実施する小売店を「マイ・リサイクル店」として認定しています。新たに認定店としてご協力いただける小売店は、生活環境課までご連絡を。
 ▶詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。



都市計画変更(案)の縦覧

用途地域や防火地域・準防火地域の変更案を次のとおり縦覧します。期間中、意見書の提出が可。
【縦覧期間】 7月15日(金)まで
【縦覧場所】 都市計画課、西支所、西駅交流センター、中央公民館、南公民館
 ▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間。犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしの「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」のもと犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築く全国的な運動です。犯罪のない安全・安心な社会の実現には、罪を犯した人が「犯罪に戻らない・戻さない」ことが大切で、孤立せず地域社会の一員として立ち直るため、皆さんの見守りや支えていく環境づくり、「地域のチカラ」が必要です。ご理解とご協力をお願いします。 《福祉企画課》

放課後児童クラブの運営法人の募集

新たに開設する(仮称)南舞鶴放課後児童クラブの運営法人を募集します。
【使用施設】 旧南乳児保育所
【事業内容】 ◇放課後児童クラブの運営
 ◇各小学校から施設までの送迎 ほか
【開設予定日】 10月1日(土)から
【その他】 説明会や現地見学会などを実施。詳細は募集要項でご確認を(☎ 請書等含む募集要項の配布は7月6日(水)まで)。
【申請方法】 7月22日(金)~7月28日(木)に所定の用紙(子ども支援課備え付け)で。決定は書類・面接審査の後、8月12日(金)に決定。
 ▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

児童扶養手当の月額改定

児童扶養手当法の一部改正により、下表のとおり加算額の月額が改定。第2子、第3子以降の加算額も、第1子と同様に所得額に応じて全部支給か一部支給の扱いになります。
 ※手当額は年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて変更。

区分		平成28年4月から	平成28年8月から
第1子(基本額)	全部支給	42,330円	同左
	一部支給	42,320~9,990円	同左
第2子(加算額)	全部支給	5,000円	10,000円
	一部支給	-	9,990~5,000円
第3子以降(加算額)	全部支給	3,000円	6,000円
	一部支給	-	5,990~3,000円
振込月		平成28年8月	平成28年12月


▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

地区計画制度の説明会

市街化調整区域でまちづくりを進めるための地区計画制度の説明会を実施します(両日とも同じ内容)。
【日時・場所】 ◇7月25日(月)19時~20時…西駅交流センター
 ◇7月27日(水)19時~20時…市役所別館
 ▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

◆国民健康保険(国保)高齢受給者証の切り替え
 70歳~74歳の人に交付している「舞鶴市国民健康保険高齢受給者証」は7月末が有効期限。7月下旬に新しい証を送付。
 ◆後期高齢者医療被保険者証を送付
 現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」は7月末が有効期限。7月下旬までに新しい証を郵便書留で送付。新しい証(うぐいす色)は届いた日から使用できます。
 《重度心身障害老人健康管理事業対象者》昨年まではシールを別で送付していたものを本年度から保険証に同封。
 ◆後期高齢者医療保険料の納入通知書と決定通知書を送付
 平成27年中の所得に基づき算定した、28年度の後期高齢者医療保険料が決定。納入通知書と保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。
 ◆限度額適用認定証の更新
 病院の窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」と市府民税が非課税世帯の人で、入院中の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月末が有効期限。切り替えの手続きは、保険証・印鑑・本人確認書類(免許証など)・本人や世帯主のマイナンバーが分かるものを持って保険医療課か西支所保健福祉係へ。なお、後期高齢者(75歳以上)は手続き不要(新規申請は手続きが必要)。新しい証は7月中旬に送付します。
 ◆国保加入者の特定健診
 国保に加入している40~74歳の人を対象に特定健康診査(身体計測、尿・血液検査、心電図、問診など)を実施しています。対象者に案内済み。受診時に必ず受診券と受診票、国保証を持参してください。
【日時】 ◇市内の医療機関…7月30日(土)までに医療機関の診察時間内に直接受診 ◇保健センター…8月~12月に実施。8月は30日(火)と31日(水)。いずれも8時30分~11時と13時~14時30分。
 ▶国保に関する問い合わせは、保険医療課(☎66・1106)へ。後期高齢者医療に関する問い合わせは、同課(☎66・1075)へ。
 ▶特定健診に関する問い合わせは、健康づくり課(☎65・0065)か保険医療課(☎66・1003)へ。




参議院議員通常選挙

投票日時 7月10日(日)7時~20時

期日前投票・不在者投票 7月9日(土)まで、8時30分~20時

市役所、西支所、加佐分室で土・日曜日も投票できます。期日前投票をされる場合は、投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。なお、「期日前投票宣誓書」は、期日前投票所にも用意してあります。
 ▶詳しくは、市選挙管理委員会事務局(総務課内、☎66・1044)へ。





市の人口と世帯数

●人口 83,503人(-131人) ●男 41,650人(-69人) ●女 41,853人(-62人)
 ●世帯 34,899世帯(-31世帯)
 ※平成28年6月1日現在の推計人口。()内は前月比。